



Vol.58

弁護士 岡 正俊
杜若経営法律事務所

★コンビニ・オーナーは労基法上の労働者か？

今月のニュースレターは、労基法上の労働者に当たることを理由とするコンビニ・オーナーの残業代請求等が棄却された裁判例（東京地裁平成 30 年 11 月 21 日判決）をご紹介します。

1. 事案の概要

本件は、被告との間でコンビニエンス・ストアの経営に関するフランチャイズ契約を締結していたコンビニ店のオーナーが、労基法上の労働者に該当するなどとして、被告に対して未払残業代等の支払いを求めた事案です。

2. 原告の請求

原告の請求は、総額 11 億円！を超えるもので、未払残業代請求だけで約 7 億円！を請求するものでした。この金額を見ただけでも「労働者」による残業代請求としては例のないものといえます。なお、本人訴訟ではなく、代理人が就いていました。未払残業代の計算は、原告がコンビニ店の経営により得た利益の平均額から基礎賃金を算定しており、基礎賃金 1 時間当たり 1 万 1386 円～2 万 3075 円、週 98 時間労務を提供していたことをもとに計算したものでした。

3. 裁判所の判断

裁判所は、労基法上の労働者性の判断について、①仕事の依頼への諾否の自由、②業務遂行上の指揮監督、③時間的・場所的拘束性、④代替性、⑤報酬の算定・支払方法、⑥機械・器具の負担、報酬の額等に現れた事業者性、⑦専属性、⑧その他を判断要素とする 1985 年労働省労働基準法研究会報告によりつつ、原告は、個人もしくは会社の代表取締役として、被告との間で、店舗の経営に関するフランチャイズ契約を締結して、同契約に基づき、独立の事業者として店舗を経営していたものであるとし、原告が主張する時間的・場所的拘束性、代替性等の各事情は、上記の事業者性を減殺して原告の労働者性を積極的に肯定できるまでの事情とはいえないとして、原告の労働者性を否定しました。極めて妥当な判断だと思います。

4. 労組法上の労働者性

コンビニ・オーナーの労働者性については、労組法上の労働者にあたるかどうか争われた事件で、岡山県労委が平成 26 年 3 月 13 日に、東京都労委が平成 27 年 3 月 17 日に、それぞれ労働者性を認める命令を出していました。労組法上の労働者性については、団体交渉の保護を及ぼすべきかど

うかという観点から判断されるものであり、労基法上の労働者性の判断とは異なります。したがって、労組法上の労働者と認められたからといって、労基法上も労働者と認められることにはなりません。なお、コンビニ・オーナーが労組法上の労働者に当たるかについては、フランチャイザーに対し弱い立場にあり何らかの保護の必要があるのかも知れませんが、それをフランチャイザーに団体交渉義務を負わせる等の労働法の枠組みで捉えるのはおかしいのではないかと思います。この点については先日、中央労働委員会の命令が出され、コンビニ・オーナーは労組法上の労働者に当たらないとの判断が示されたところであり、妥当な判断だと思います。組合側はこれを不当として行政訴訟で争うようですので、今後は舞台が裁判所に移ることになり、司法がどのような判断をするのか注目されます。

5. 雇用類似の働き方について

最後に雇用類似の働き方について触れておきたいと思います。

パート労働者、有期契約労働者、派遣労働者について同一労働・同一賃金等の保護規制が法制化され、現在厚生労働省では、業務委託等の雇用類似の働き方をしている者の保護をどうするかという議論がなされています。この点、(従来の労働者性の枠組みでの

論説ですが)旬報法律事務所の棗一郎弁護士が B 社事件判決(札幌地裁平成 30 年 9 月 28 日判決労判 1188 号 5 頁)を批判する論説を寄せておられ(労判 1191 号 2 頁「遊筆～労働問題に寄せて」)、おそらく労働者側の関心も高いと思われます(弁護士にとっては業務範囲の拡大に繋がりますし・・・)。いわゆる非正規労働者の中には、その契約形態での働き方を余儀なくされ、低い労働条件に抑えられているということもあったのかもしれませんが、今後ますます労働者人口が少なくなってくる状況下では、使用者側も労働条件を上げていかないと採用ができなくなってきました。また、雇用類似の働き方といっても色々なタイプがあり、自分でそのような働き方を選択しているケースも多いと思います。コンビニ・オーナーもそうだと思います。そうした状況を踏まえると、契約内容をどうするかについては、労働市場原理や私的自治に任せ、国があまり介入すべきではないのではないか、保護が必要な場合は従来の労働者性の枠組みによれば十分ではないか、少なくとも契約内容にまで立ち入るべきではなく契約内容の十分な説明等手続的なところにとどめるべきではないかという気がしています。